

道路における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)5月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年(2012年)4月6日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2011年9月3日
- 2 事故発生場所 町田市小野路町4393番地5先
- 3 事故の概要 根元の腐食した街路樹が倒木し、市道を走行中の軽ワゴンに直撃し、損壊したもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所 大阪府東大阪市若江本町三丁目1番14号
- 6 被害者の氏名 有限会社 マーキュリージャパン
代表取締役 井阪 昇
- 7 損害賠償の額 1,096,125円

